
令和4年 第4回(定例)桂川町議会会議録(第2日)

令和4年9月21日(水曜日)

議事日程(第2号)

令和4年9月21日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(10名)

1番 原中 政廣君	2番 林 英明君
3番 柴田 正彦君	4番 杉村 明彦君
5番 大塚 和佳君	6番 吉川紀代子君
7番 北原 裕丈君	8番 下川 康弘君
9番 竹本 慶吉君	10番 青柳 久善君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	山邊 久長君
教育長	大庭 公正君	総務課長	横山 由枝君
企画財政課長	小平 知仁君	建設事業課長	原中 康君
建設事業課長補佐	横山 龍一君	住民課長兼会計管理者	北原 義識君
税務課長	秦 俊一君	保険環境課長	永松 俊英君
健康福祉課長	川野 寛明君	産業振興課長	小金丸卓哉君

子育て支援課長 …………… 江藤 栄次君 水道課長 …………… 山本 博君
学校教育課長 …………… 平井登志子君 社会教育課長 …………… 原田 紀昭君
王塚装飾古墳館長 ……… 尾園 晃君 社会教育課長補佐 ……… 吉貝 英貴君

午前10時00分開議

○議長（原中 政廣君） おはようございます。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（原中 政廣君） これより一般質問を行います。

順番に発言を許します。2番、林英明君。

○議員（2番 林 英明君） 通告書に従い、一般質問をいたします。

ワンヘルスについて。英語でワンは1つ、ヘルスは健康、ワンヘルス、1つの健康。ワンヘルスをざっくりと一言で説明すれば、人と動物と自然環境の健康は1つと考えて、守っていくということです。

ワンヘルスには6つの柱があります。1、人と動物の共通感染症対策、2、薬剤耐性菌対策、薬剤の適正使用と管理、3、環境保護、4、人と動物との共生社会づくり、5、健康づくり、6、環境と人と動物とのよりよき関係づくり。

さて、新型コロナウイルス感染症により、私たちは社会の在り方を根本から見直し、変えることとなりました。

私たちは、感染症とともに社会を生きていくこと、ウイズコロナを覚悟し、感染症を人々の命から健康を守り、加えて感染症による、生活と経済への影響を最小にするための備えを、強化していかなければなりません。

また、近年は、日本各地で40度Cを超える記録的な猛暑や他方、豪雨災害が全国で発生するなど、環境被害が生じています。このような事態に、人と動物と自然環境が密接に関わり、お互い影響し合っているという考え方は、とても大事だと思います。まさにワンヘルス。動物と人の健康は1つ、それは地球の願いです。

また、ワンヘルスは感染症対策だけではありません。例えば、昨今の少子高齢化を迎え、健康への関心が一段と高まっている中で、ワンヘルスは愛玩動物、犬や猫といったペットによる、人の健康づくりや生きがいへの貢献、人と動物との共生社会づくり、そして自然環境保全など、大変幅広い領域から成り立っています。生態系が健康でなければ、そして、自然環境が保全されていなければ、私たちの健康もあり得ません。

ワンヘルスは、人間中心主義から共生社会への転換でもあります。50年前には想像もできなかった規模で、グローバル化が進み、人々はその恩恵を受けるとともに、生活が一変するリスクも抱えています。私たちが持続的に社会を維持し、次の世代に受け継ぐためには、ワンヘルスの理念と実践が必要です。

2020年12月、福岡県議会において、日本で初めてという福岡県ワンヘルス基本条例が制定されました。この条例には、ワンヘルスの理念に沿って、県や市町村、医師や獣医師、医療関係団体、研究機関などが果たす役割、ワンヘルスを実践していくための基本方針、さらに、ワンヘルスを実践する拠点形成などに関することが、規定されました。そして、その拠点を、みやま市に造るべく計画を進行中であり、令和7年度に工事着工、令和9年度に稼働開始ということです。

ワンヘルスをもう一度簡単に言いますと、新型コロナウイルスのような、人と動物双方に感染する人獣共通感染症は、今回のパンデミック収束後も、繰り返し、人類を襲うことが危惧されています。これに備えるため、人と動物の健康と、これを支える環境の健全性を一体的、総合的に守るということです。

さらに、簡単に一言で説明しますと、最初言いましたように、人と動物と自然環境の健康は1つと考えると、守っていくということです。

町長のワンヘルスについての、町長の所感をお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） はい。御質問にお答えしたいと思います。今、議員のほうからる説明がございました。

ワンヘルスの理念につきましては、1993年、これは平成5年になりますけども、に開催されました、世界獣医師会世界大会で採決された、人と動物の共通感染症の防疫推進や人と動物の絆を確立するとともに、平和な社会発展と環境保全に努めるというベルリン宣言、これが端緒になっているそうです。

ワンヘルスの理念は、議員御指摘のとおり、非常に高い理念であると思います。特に、新型コロナウイルスによるパンデミックを経験しているその中で、地球規模の環境改善が叫ばれています。その理念の具体化に向けた取組が、これから求められてくるものと思われま

す。福岡県が、全国に先駆けて、ワンヘルス基本条例を制定されたことは、大変誇らしいことであり、人と動物の健康と環境保全に、積極的に関わっていくことが、大切なことだと思っております。

○議長（原中 政廣君） 林君。

○議員（2番 林 英明君） この一般質問通告書を提出したのが、約20日くらい前になりま

す。それからもいろいろと調べてみました。桂川町の小中学校でも、このワンヘルスの勉強を始めるらしいということ、耳にいたしました。そこら辺のところ、教育長、お願いします。

○議長（原中 政廣君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） はい、御質問にお答えします。新型コロナウイルス感染症をはじめとする、動物由来の新たな感染症が、近年多発しており、今後もその発生と流行は繰り返されると、危惧されています。

このため、子供たちを、これらの感染症から守るとともに、児童生徒自らが、生涯を通じて自他の健康、そして、環境の保全は一体のものであるという、ワンヘルスの概念を踏まえて、進めていく必要があると考えております。

学校教育におきましては、感染症や環境保全等に関する内容は、各教科や特別活動等において、個別に学習されておりますが、人の健康、動物の健康、環境保全は1つという、ワンヘルスの考え方を認識した上で、学習することにより、それぞれの学習が横断的につながり、児童生徒の理解が深まると期待をされています。

そこで、本町では、県教育委員会から配布をされました、ワンヘルス教育啓発資料、いわゆるリーフレットになりますが、これを通しまして、まずは、教職員のみなさんと、配布対象であります小学校4年生、中学校1年生の児童生徒に、まずはワンヘルスとは何か、このことを知り、自分たちに何ができるかを考えるきっかけにして、健康教育の一環として、ワンヘルスに関する教科、領域を学習する際に、このリーフレットを学習資料として活用しながら、生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度の育成を目指して進めるように、計画をしているところでございます。

○議長（原中 政廣君） 林君。

○議員（2番 林 英明君） 小中学生という力強い味方を得ることができました。1か月前、8月18日の西日本新聞に日本獣医師会会長であり、福岡県議会の藏内勇夫議員を真ん中に、服部福岡県知事と高島福岡市長の3人で、ワンヘルスのロゴマークを囲んで写っていました。

マークは3つの円形が重なり合い、円の中に、人と動物と自然環境がそれぞれ描かれ、密接に関係していることを表現。藏内会長は感染症が世界的な脅威になる中、アジア獣医師会連合では、今後の感染症への備えを発信したいと言われ、ワンヘルス先進地としての役割もアピールしていました。とこのような内容です。

福岡県でもワンヘルスを実践していくことを決めました。小中学校でも、勉強を始めるようです。そのうち、市町村にも回ってくると思われ。ワンヘルスのことをいち早く、町報で発信していただきたいと思っておりますけれども、町長、お願いいたします。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） はい、お答えいたします。御指摘のように、このワンヘルスの理念は非常に高いものがございます。しかしながら、まだまだ普及に至っていないという状況もございまして、普及啓発を兼ねた、町報の掲載、これを担当者と協議していきたいと思っております。

○議長（原中 政廣君） 林君。

○議員（２番 林 英明君） はい、ありがとうございます。ワンヘルスを実践していくということは、SDGsにもつながっていきます。我々の時代から次世代へ、そして、地球規模にまでつなげていきたいものです。

次の質問に行きます。

消防団の報酬について。令和3年4月9日、消防庁は消防団員の処遇に関する検討会の中間報告書概要に、消防団の現状を次のように記しました。

令和2年4月1日時点の消防団員数は81万8,478人と、2年連続で1万人以上減少する危機的状況であること、特に、20代の消防団入団数が10年間で約4割減少していること、他方、災害が多発化、激甚化する中、消防団の役割も多様化しており、一人一人の消防団員の負担も大きくなっていること、こうした消防団員の労苦に報いるため、消防団員の処遇改善が不可欠であること。処遇改善は消防団員の士気向上や家族等の理解につながり、ひいては消防団員の確保にも資すること、とこのようなものです。

これに沿って質問いたします。桂川町消防団員の条例数と現在の数、それと10年前の数をお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） 総務課長。

○総務課長（横山 由枝君） 御質問にお答えいたします。桂川町の消防団員数につきましては、桂川町消防団員の定員、任用、分限、懲戒及び服務等に関する条例において定めております。

10年前、平成24年の条例定数は210名です。平成27年4月1日より、女性消防団員10名を新たに配置し、桂川町消防団の充実強化を図るため、条例改正を行い、定数を220名としておりますので、現在の条例定員数は220名でございます。

団員数は、10年前の平成24年4月1日現在で208名、令和4年4月1日現在208名となっております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 林君。

○議員（２番 林 英明君） 桂川町の10年前の条例数は210人で、女性の加入により220人、現在208人で10年前も208人。

現在の208人は、条例の95%に当たります。飯塚市と嘉麻市を調べました。飯塚市条例1,286人で、現在1,046人、10年前1,104人で、10年間で5%減少です。現在の

1,046人は、条例の81%。嘉麻市条例790人で現在649人、10年前732人で、10年間で11%減少。現在の649人は条例の82%にあたります。飯塚市、嘉麻市に比べ、桂川町はありがたいことに、ある程度高い数字で活動していただいているようです。

桂川町消防団の一般団員の年額報酬と出動報酬をお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 御質問にお答えいたします。桂川町消防団の一般団員の年額報酬につきましては、桂川町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、2万1,000円の年額報酬を支給しております。出動報酬につきましては、現在規定がないため、支給はしていませんが、災害出動、訓練及び夜警等のための出動には日額1,600円、会議への出席には日額1,500円の費用弁償を支給しております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 林君。

○議員（2番 林 英明君） 次に、福岡県の市町村別の年額報酬と出動報酬をお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 御質問にお答えいたします。令和4年4月28日に消防庁から発出された、消防団員の処遇改善に係る対応状況調査についての報告では、令和4年4月1日時点で、県内60市町村のうち、国の定める年額報酬3万6,500円以上に対応済みは43市町村、災害時の出動報酬8,000円以上に対応済みは37市町村となっております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 林君。

○議員（2番 林 英明君） 2と3の質問については、資料を見てもらえれば分かりますけれども、福岡県の7割の地域で年額報酬3万6,500円、6割の地域で出動報酬8,000円となっております。

それに比べて、桂川町、年額報酬2万1,000円、出動報酬1,600円、飯塚市、年額報酬2万100円、出動報酬はありませんけれども、それに近いものはあるようです。でも大した額ではありません。嘉麻市、年額報酬2万円、出動報酬1,800円、桂川町、飯塚市、嘉麻市はあまりにも安すぎます。

表の右側見てください。直接支給のところ、報酬本人に直接支給しているか、どうかということです。6割で直接支給にはなっていますけれども、桂川、飯塚、嘉麻は直接支給ではありません。

2017年5月、嘉麻市の産業廃棄物処理業エコテックで、廃プラスチックや木くずなどが約

5,600m³燃え、鎮火に約1か月近くかかりました。嘉麻市の消防団員は2週間以上、6時間交代の24時間体制で出動したそうです。それでも出動報酬は1,800円だったそうです。

さて、消防団に運営に必要な経費は、地方交付税として国から支給されています。算入されている項目を上げてみますと、消防団員被服費、安全確保装備、情報通信資機材、活動用資機材、消防団の入団促進に係る経費、地域防災リーダー育成・地域防災スクールの推進に要する経費、自動車関連経費、旅費、報酬等、備品購入費等、このほかに年額報酬、出動報酬が含まれます。

年額報酬、出動報酬だけで結構ですから、幾ら来ていますか。

○議長（原中 政廣君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 御質問にお答えいたします。企画財政課長に確認したところ、消防団員の報酬及び訓練等執務報酬に係る令和4年度地域交付税措置額は910万8,000でございます。参考までに、令和4年度の当初予算での報酬及び費用弁償の総額は1,064万4,000円となっております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 林君。

○議員（2番 林 英明君） 交付税にきた分よりも、少し多めに予算に上げているとのことですね。

桂川町ではないある町の話ですけれども、交付税できた分よりも少なく予算に上げて、その余った分をよそに回しているのではないかと、疑っておられる議員もおられました。桂川町ではそうではないようですね。

西日本新聞の記事を幾つか紹介します。2018年9月25日、消防団員報酬どこへ、受け取ったことないなど証言相次ぐ。2019年1月25日、進む若者離れに懸念。2021年1月25日、消防団員確保へ、報酬や手当増を視野に議論。2022年4月29日、消防団の処遇改善道半ば、全国の3割報酬標準額満たさず。まあ、このように消防団に関しては、新聞等で以前から問題点を指摘されてきました。

そこで、2021年令和3年4月13日、消防庁長官から各都道府県知事、各指定都市市長宛てに、年額報酬3万6,500円、出動報酬1日当たり8,000円、報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて、市町村から直接支給すること、そして、各市町村においては、消防団と協議の上、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。条例については、令和4年3月末日までに改正し、同年4月1日から施行すること。予算については、令和4年度当初予算から必要な額を計上することなどの通達が発令されました。

桂川町では、いまだに改正されていません。桂川町においても、年額報酬3万6,500円、出動報酬8,000円に改め、この報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、町から直接支給

するようにしていただきたい、いかがでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 御質問にお答えいたします。現在、国の基準を踏まえ、その方向で検討中でございます。年額報酬等の改正につきましては、桂川町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正が必要となるため、準備が整いましたら、条例改正案を議会に上程いたしますので、御審議をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 林君。

○議員（2番 林 英明君） 議会への上程、お待ちしております。

年額報酬2万1,000円から3万6,500円、出動報酬1,600円から8,000円に処遇改善した場合、地方交付税も少しは上がると思いますけれども、それでは到底足りないでしょう。その場合は町の単費からの出費という理解でよろしいでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 基本的には、御指摘のように、単費でも措置をするということになると思います。

ただ、今御指摘の分は、いわゆる単価なんですね、年額の報酬にしても、出動報酬にしても単価の問題です。で結局その後は、いわゆる消防団活動、そのものをどういう形で進めていくかというのは、ちょっと別の形でまた課題に上がってまいります。

ですから、そのことにつきましては、消防団とも十分協議をした上で、提案したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（原中 政廣君） 林君。

○議員（2番 林 英明君） 処遇改善は、消防団員の士気向上や家族等の理解にもつながり、ひいては消防団員の確保にも資すると思っております。今後とも行政のさらなるバックアップをよろしくお願ひいたします。質問を終わります。

○議長（原中 政廣君） はい、6番、吉川紀代子君。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。日本共産党の吉川紀代子です。通告に従い、一般質問を行います。

まず最初に、インボイス制度導入についてお尋ねをいたします。令和5年10月から開始されるインボイス制度導入に伴う対応に係る準備として、当局はどのようなことをしておられますか。

○議長（原中 政廣君） 北原課長。

○住民課長（北原 義識君） 吉川議員の質問にお答えいたします。

インボイス制度につきましては、令和5年10月1日からの導入が公表されております。現時点において、制度導入に伴う対応に係る具体的な準備としましては、ポスター掲示及び広報紙掲載など、国県からの依頼による広報周知等への協力及び県主催による説明会への関係職員の参加など、制度導入に向けた準備を進めているところでございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 制度導入に向けた検討をしているということですね。自治体と免税事業者との間に混乱が予想されますけれど、相談窓口の設置などは考えておられますか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） 御質問にお答えいたします。現時点では、インボイス制度に関する専用の窓口というのは、現在設けていないところでございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 本町内部局への影響も考えられますが、システム改修の進捗状況はどのようになっていますでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 北原課長。

○住民課長（北原 義識君） 質問にお答えいたします。システム改修の進捗につきましては、電算業者から制度に関するシステム改修のスケジュールが示され、システム改修に向けた準備をしている段階でございます。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 改修の準備をしているということなんですね。

課税登録申請はいつされましたか。もう導入に向けて準備をしているということですので、課税登録申請はいつされましたか。

○議長（原中 政廣君） 北原課長。

○住民課長（北原 義識君） 質問にお答えいたします。課税登録申請につきましては、現時点においては、まだ実施しておりませんが、制度導入に向けた内部での調整が整いましたら、適切な時期に申請を実施する予定でございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 導入に向けて着々と進んでいるようですけれど、事務の煩雑さが危惧されます。その対応は、何か考えておられるのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 北原課長。

○住民課長（北原 義識君） 質問にお答えいたします。事務につきましては、できるだけ煩雑にならないよう、システム化を図り、対応したいと考えております。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 煩雑化にならないように、システム化でそういうことが解消できるということなんですかね。町民への影響は何かありますでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 今出ております、このインボイス制度につきましては、適格請求書等保存方式のことですが、導入に関わる影響としましては、主としまして、いわゆる事業をされている方が、大きな影響が出てくるんじゃないかと考えられます。

具体的には、制度導入に対応するための課税登録申請などの手続や、いわゆる事務負担、そして、またシステムの切替え、あるいはレジスタの改修など、制度導入に対応するための経費、そういったものが生じてくるものと考えられます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 町民への影響は、あの答えていらっしゃるじゃないですか。事業されている方に、大きな影響が出るということでもあります。

今おっしゃったように、小規模事業者の消費税負担が増え、地方経済を疲弊させるインボイス制度導入は中止すべきであることを、私は申し述べたいと思います。

次に移ります。生理用品の無償配布についてであります。

生理の貧困は、女性に対する経済的支援にとどまらず、これまで公に語ることでタブー視されてきた、女性の性に関わる健康と権利の尊重を求める、大きな意義を持つものであります。

世界では、英スコットランドのロビンソン社会正義担当相は、生理用品の無償提供は平等と尊厳に欠かせず、製品入手のための経済的な障壁を取り除くことにつながると指摘しております。ほかに、イギリス、ニュージーランド、フランス、アメリカ、メキシコなど、生理用品の無償提供や、生理用品非課税とする国や、地域が大きく広がってきております。

もちろん、国内でも89の自治体が、学校トイレに生理用品を配置しております。このように世界的にも大きく広がりつつある、生理の貧困問題を、当局はどのように受け止めておられますか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） この件につきましては、これまでも何度か、一般質問を頂きました。

特に、学校のトイレの設置につきましては、これまでも回答してきましたように、大切な用品であるだけにですね、なおさら不衛生な取扱い、あるいはいたづらを防止するという観点からも、学校内において、適切に対応されているところであります。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 相変わらずの答弁なんですけれど、不衛生とおっしゃいますけれ

ど、じゃあほかの自治体では、その不衛生を不衛生でないような環境をつくって、きちっと設置していったるわけなんです。桂川町はいつまでも不衛生であるとか、そういういたずらだからということでもって、生理用品を置かない、設置しないということは、私はおかしいと思います。

養護室にストックしてある生理用品を、児童生徒が取りに来ることで、その家庭状況などが分かり、次につなぐことができるメリットを強調される答弁を、今までしてこられましたけれど、児童生徒と対話をする上で、人権侵害やプライバシーへの配慮は、どのようにしてこられましたか。

○議長（原中 政廣君） 平井課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 御質問にお答えいたします。保健室には、外傷や心身の不調など、様々な理由で来室する児童生徒がいるため、養護教諭が児童生徒からの話を聞き取り、場合によっては、スクールカウンセラーなどの専門家や保護者とも連携して、プライバシーの確保に努めております。

また、保健室にはほかの児童生徒がいる場合には、相談内容により、個室で行うなど、配慮しております。

全教員がそれぞれの立場で、人権、プライバシーに配慮をし、児童生徒の気持ちを大事にして、話してよかったと思える対応に努めております。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 学校としては、きちんとその人権侵害にあたらないように、プライバシーへの配慮は十分しているという答弁であります。

私は、先日、桂川中学校を、文教委員会として調査に参りました。生理用品についてお話を伺いました。生理用品の使用頻度が月に1個から2個で、受け取るには日付名前、個数を養護の先生が、使用状況を把握するために、記録しているとのことでした。

そこで、私はお尋ねします。記録ノートというのは、何年間保管するのですか。

○議長（原中 政廣君） 平井課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 御質問にお答えいたします。各学校により、保管期間は異なりますが、2年間から3年間、また現在の養護教諭が着任してからの分は、全て保管している学校もございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 使用状況を把握するために、記録をするということですが、これは生理用品がないことを、子供に申告させる状況になっているとは思いませんか。

○議長（原中 政廣君） 平井課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 御質問にお答えいたします。記録につきましては、年間を通し

て、生理用品の利用状況を知るためと、養護教諭の記録として、何の理由で保健室に来室したのかを記録することで、気になることがあれば、過去を振り返り、生徒が抱える生活背景の分析、考察などを行い、家庭や保護者との連携資料にも活用しております。

子供たちの行動を読み取り、直接関わっていくことで、生理用品以外の問題を抱えていないかなどに、気がつくきっかけにもなり、より細やかに、子供たちに対応することができるものと考えておりますので、申告をさせるということではなく、見守りや支援につなげていくものと考えております。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） そういう申告させることは、子どもにそういうことではないと、そういうふうな答弁でありますけれど、実情とは違っていると、私は思っています。

生理用品購入にかかる年間予算はいくらですか。

○議長（原中 政廣君） 平井課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 御質問にお答えいたします。生理用品の購入は、各学校予算中の学校管理費、消耗品費の保健消耗品として予算を計上しており、生理用品のほかに、保健室にて必要な消耗品も購入しております。

令和4年度の保健消費の予算額としましては、3校で29万7,000円でございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 1年間に29万7,000円なんですね。

公益財団法人プランインターナショナルUSAの調査、21年では27か国を対象に生理について、オープンに話せるかと聞いたところ、日本は27か国中25位で、3人に2人がオープンに話せないということが分かりました。G7諸国で最低であったとも書いてありました。

このことから、思春期の児童生徒に対して、生理用品を養護室に取りに来るようになって、恥ずかしさを理由に、取りに行けない状況にあることが分かります。

北海道の芽室町の教育長の答弁を紹介したいと思います。

この問題は女性だけの問題ではなく、共に生きる男性の問題でもある。人として尊厳、安定した豊かな生き方をする上で、大変大事な視点と考え、これを踏まえた教育行政を進めていきたいというものでした。

芽室の教育長がおっしゃるように、突き詰めると人間の尊厳、人権の問題です。本町におきましても、生理用品無償化を前向きに検討すべきではないでしょうか。

○議長（原中 政廣君） はい、どなた、町長。

○町長（井上 利一君） 先ほども回答いたしましたように、現在のやり方で特に問題はないと、むしろそうすることによって、子供たちの様子を把握したり、あるいは相談事に乗ったりという

ような、そういうプラス面もあるわけですから、ぜひその点については、御理解を願いたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 変えないと、今のやり方でいくということなんですけど、もう世の中大きく変わってきてるんですね。そして、以前でも申し上げましたように、子供たちがそうではないということを、はっきり言っているんですよ。そこら辺がですね、子供さんたちの意見を聞いてないというところに、私はこの行政の在り方がおかしいと思います。

次に、加齢性難聴者への補聴器購入助成について質問をいたします。2012年に政府が策定した新オレンジプランでも、難聴が認知症の危険因子とされていることや、難聴の早期診断、早期対応により、補聴器を装用した活発なコミュニケーションが、発症予防につながる可能性が示唆されています。難聴と認知症との関連について、本町はどのように受け止めておられますか。

○議長（原中 政廣君） 川野課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 御質問にお答えいたします。

これまでも同様の御質問をされていたかと思いますが、先ほど議員も申されました、厚労省が出しております、認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランの中で認知症の発症予防の推進項目に、難聴が認知症の危険因子ということで、上げられております。

また、学術研究においても、難聴は認知症の危険因子であり、認知症の予防法として有効であるという論文は、出されているということは認識しております。

私自身も、専門家ではございませんので、国の方向性等が出されていくものと注視はしておりますが、現段階では進行してない、国としても状況は変わってないというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） ちょっと最後の辺、ちょっと聞き取りにくかったですけど、一応課長はこのことは承知しているというふうに理解いたしました。

町長は、今までこの問題に対して、真摯に答えてきませんでした。補聴器が必要ならば、障害者総合支援法を利用するように言われてきました。なぜ、障害者総合支援法でなくてはいけないのでしょうか。

私たちが要求しているのは、障害者総合支援法のレベルが余りにも高すぎて、認定が難しい。全国の自治体で、補聴器購入助成制度がつくられている主な理由です。

本町におきましても、高齢者が社会生活を謳歌できるように、町として助成すべきではないでしょうか。

1歩でも2歩でも、高齢者の多いこの桂川町、町長、前向きな答弁をお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） はい、お答えしたいと思います。

なかなか前向きな答弁にはならないかと思えますけれども、この件につきましても、これまでも一般質問等でいろいろ議論されてきたところです。

繰り返しの回答になると思えます。

現行制度におきましては、まず身体障害者手帳を取得され、そして補聴器の助成を受けていただきたい。そのことを申し上げたいと思えます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 町長も「何度も質問されました」っておっしゃいますけれど、本当に町民は困っているんです。だから何度も質問しているんですよ。

そして、1歩でも2歩でも進めていただきたいと町民が困っているんです。難聴者、多いんですよ、気がつかないけれど。町長自身もね、多分難聴に陥っているんですよ、気がつかないだけなんです。自分が気が付かないんです。

自分が、そして目が見えなければ字があれだけど、この難聴は自分が我慢すればいいということで、高過ぎるから買わない、買えないという状況にあるから、それを町として助成してください。ほかの自治体でもやっていることなんです。だから、そこを町としても少し考えていただきたいということ。

高齢者の、今度、私もアンケートを取っておりますけれど、そういう答えがほとんどですよ。「困っている」と。町民の声を聞くのが、行政のあるべき姿ではないでしょうか。

次に、ファミリー農園苦情について質問をいたします。

土師2区のファミリー農園の貸出しはいつから始められましたか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） 平成7年6月に開設しております。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 令和7年6月、今、令和、22年……（「いや、平成」と呼ぶ者あり）平成、平成7年ですか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） もう一度、申し上げます。

平成7年6月でございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 耳が聞こえづらくなっているんですね。

そしたらですね、水はけの苦情はいつ頃からあっていますか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） 水はけが悪いという話は、利用者のほうから伺っております。

ただ、正確な記録はございませんが、2年ほど前から出ているという状況でございます。

○議員（6番 吉川紀代子君） 2年前ですか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） 2年ほど前でございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 2年前、じゃあそれ以前はなかったわけなんですね。苦情はなかったんですね。じゃあ、2年前から今日まで、どのような、その水はけの悪いことに対して、どのような対策を取ってこられましたか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） ファミリー農園の空き区画の定期的な草刈りのほか、水はけが悪い原因が通路の雑草、それから排水勾配にあると判断いたしまして、通路の草刈りや部分的な掘り下げを行い、対処してきたところでございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 苦情があるたびに、その応急処置をやってきたと、そういうことですね。

しかし、その場限りの応急処置では、なかなかそれが改善できないで、2年前からずっとそれが続いているわけなんですね。

水はけの苦情が続いているわけなんですよ、その都度。改善はやっている、対応処置はしている、対処しているけれど、改善してないから苦情が続いているんですけど。

この前、急に私のほうの事務所に言ってみえたんですけど、桂川町は借地として貸し出す以上は、きちんと整備して貸し出すべきではないか。ほかの農園も幾つかあるようですけど、そういう苦情はないわけでしょう。この土師2区のファミリー農園の、それもほんの一部のところ、水はけが悪いということで苦情が来ているわけでしょう。

だから、これはきちんと整備して貸し出さなければ、運悪くそこを借りた人たちは同じ賃料を払いながら困っておられるわけですよ。今後、きちんと改善をしていただきたいということで質問いたしますけど、どうでしょうか。改善していただけますでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） 確かに、議員がおっしゃりますように、ファミリー農園は使用料を頂いており、貸し出しております。

ただ、使用に当たりましては、利用者の方に対しまして入園区画、周辺及び通路の除草に努め、農園の保全に努めることを前提に御利用をいただいているところでございます。

ただ、個人の努力では解決できないような案件につきましては、状況に応じて対処して、利用者の営農継続を促していきたいと考えているところでございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 改善できないから苦情が出ているわけじゃないんですか。

だから、きちっと改善をしてください。お願いします。

○議長（原中 政廣君） はい次、要望ですか、回答がいきますか。今、小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） 苦情が出ていることは事実でございます。それに従いまして、状況に応じて対処していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 状況に応じてということは、今までのことを通しをするということとでありますから、そうじゃなくて、きちっと改善をしてくださいということを私は申し上げております。

きちんと改善をしてください。そして、きちっと賃料を頂くと。そういうふうにしてください。

次に、物価高騰による農業の現状と、食の未来についてお尋ねをします。

本町の農家数と農地面積を教えてください。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） 御質問にお答えいたします。

農家数262戸、農地面積、これは農地台帳からでございますが456.3haでございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 耕作放棄地の推移は、どのようになっておりますでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） 御質問にお答えいたします。

遊休農地、耕作放棄地、遊休農地の面積について、過去5年間の推移を申し上げます。

平成29年8.9ha、平成30年3.4ha、令和元年4.5ha、令和2年5.4ha、令和3年5.4haでございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 放棄地はどんどん減ってきているわけですね。

平成29年は8.9haあったんでしょう、放棄地が。それが令和3年には5.4だから放棄地が少なくなってきたらいいですね。そうじゃないんですか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） 数字の上では、平成29年8.9ha、令和3年5.4haということで、遊休農地の面積は減っているというところでございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 分かりました。

耕作放棄の主な原因は何でしょうか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） 御質問にお答えいたします。

遊休農地になっている原因といたしましては、農地を所有の方が耕作できないとか、遠方に行かれたとか、そういった理由が、様々な理由がございます。

○議長（原中 政廣君） はい、次に入ってください。

○議員（6番 吉川紀代子君） 私が、農家の方なんかにお話を聞いていると、やはり高齢化であり、そして収入が余りにも少ないので、子供さんたちにそれを継がせるということが大変心苦しいということで、だんだんとできなくなり、そして委託に進んでいるという感じで、大変な状況だなと思います。

これは、日本の農業政策の間違いであるということはお分かりですが、桂川町として、やはり、そこをただ「国がこういうことだから」といって言うんじゃなくて、もう少し桂川町として何かできることはないかなと私は考えております。

農業就業人口のうち、自営農業である基幹的農業従事者の状況は、どのようになっていますでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） 御質問にお答えいたします。

桂川町では、185名、うち65歳以上が137名となっております。

これは、2020年の農業農林業センサスで示された数値でございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 先ほどと言ったことと重複しますが、本当に65歳以上のお年寄りの方々が桂川町の農業を担っている、頑張っている。毎年、毎年1個ずつ年を取り、想像以上にその労働というのはきついものがあると思います。

新規農業者数は、どうなっていますでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） 御質問にお答えいたします。

新規就農者、桂川町ではこの10年間で8世帯、12名の方が新規に就農されております。

今年度、令和4年度につきましては、1名の方が新規就農、1名が就農に向けての研修中、さ

らに3名の方から相談を受けているという状況でございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） ゼロではない、8世帯……ゼロではないからとは思いますが、このお年寄りの方々が一生懸命頑張っている、そのことからすると、やっぱり若い世代の方、新規就業者の方が入ってくる、その速度が本当に遅いと思います。

それに対して、やはり桂川町がもっと魅力的に、桂川町で農業をしたいとそういうふうにおられる人を、入ってくるような施策をやっぱり打っていかなくちゃいけない。農業者を支援する、そういうことをやっていかなければいけないなと私は思います。

長引くコロナ禍で、経済や国民の暮らしに大きな影響が出ている中、ロシアによるウクライナ侵略が起こり、輸入に頼っている原油や小麦など原材料の高騰、円安の影響が相まって、多くの品目の値上がりが続く、農家におきましても電気代、ガス代、燃料代、さらにそのほとんどが輸入している飼料や化学肥料など、大幅に値上がりをしている現状を鑑み、本町における農業従事者への影響と、また今後の見通しについて、当局の見解をお尋ねします。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） 御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、全国的な傾向として肥料、飼料、生産資材の高騰が続いております。さらには、米価の下落などにより生産コストの上昇など、全国的な課題になっているところでございます。

町内農業者につきましては、個々の状況は様々あるものの、影響の大小はありますが、全国の傾向と同じにあると思われまます。

今後の見通しでございますが、桂川町といたしましては、先日、専決で米価下落に対する支援を行ったところでございます。

今後は、国が肥料価格高騰対策として、肥料価格の上昇分の7割程度を補填されるということになっております。

この事業につきましては、農協が窓口となりまして、農家の皆様に情報をお伝えする予定となっておりますので、状況を見ていきたいと思っております。

それが気候変動、コロナ禍における世界的な物流の混乱、ロシアのウクライナ侵攻、急激な円安など、様々な要因がある中、今後の予測がつかないので、今後とも注視をしていく必要があると思っております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 農業従事者は、過酷な状況に置かれています。

先ほども課長がおっしゃったように、この前、農業者に対する支援がありましたけれど、これが1回限りでなく継続的に行っていただきたい。それは、あくまでもその目先のことであるから、ある程度の農業施策というものを見据えて、そして農業全体の底力を上げると、そういう展望に立って農業従事者を応援していただきたいと思ひまして、私の質問を終わります。

○議長（原中 政廣君） はい。ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時15分をお願いいたします。暫時休憩。

午前11時01分休憩

午前11時15分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

5番、大塚和佳君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 5番、大塚です。一般質問通告書により、質問いたします。今回は、7点質問いたします。

まず、1点目、今後のコロナ支援対策についてです。

企画財政課長に質問いたしますが、現在までに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が、つまりコロナ交付金が国から交付されていますが、その収入総額と支出された金額を教えてください。

○議長（原中 政廣君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 御質問にお答えいたします。

令和2年度決算では、歳入3億4,280万5,000円に対し、歳出3億9,822万3,000円、令和3年度決算では、歳入8,596万2,000円に対し、歳出1億3,777万3,000円でございます。令和4年度予算では、歳入1億6,700万1,000円に対し、歳出2億1,216万4,000円計上しております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 歳入トータルのほうをお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 2年度、3年度、4年度、決算と予算合わせますけれども、歳入が5億9,576万8,000円、歳出7億4,816万円となります。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 私が調べたところ、桂川町が実施した事業のうち、私の一般通告書の3ページのほうにあります。別紙資料としてつけてあります。18件は総額約2億円、国からの交付金の約3分の1は一般財源で実施すべき新型コロナウイルス感染症支援対策事業です。

幾つか例を挙げれば、1番目にあります福祉バスを715万1,000円で購入していますが、廃車したバスがあるので感染対策としながらバスの台数は増えていません。

2番目に書いています桂川小学校・中学校体育館トイレ改修2,271万2,000円で工事をしていますが、数十年の間、生徒や保護者などから要望が既にあったと聞いております。しかも、平成30年度に桂川中、令和元年度に2小学校の校舎トイレ改修工事を国の補助金や地方債を活用して実施されていますが、本来ならば、そのときに同時に実施すべきであれば、コロナ対策の交付金を使わずに対応できたと思います。

3番目にあります住民センター大ホール空調等改修工事1,483万8,000円は、建築後30数年が過ぎており、コロナの交付金の以前の問題として不具合があったと聞いておりますので、改修を急いすべき時期であったと思います。

特に問題だと思うのは、4番目に書いています総合福祉センター空調機器更新事業の金額が8,776万8,000円のうち、コロナ予算を使ったのが5,266万3,000円で、当初の説明では、この金額全てを町の予算の一般財源を使って工事するとの説明でしたが、令和2年12月議会で数行の説明で終わりました。そこで、私は数日前に議員全員が集まっているときになぜ説明しなかったのかと質問いたしました。回答は制度上問題はないとのことでしたが、常識的に約5,000万円以上の金額をコロナ交付金の予算で使う必要性の説明を議員にすべきだったと思っています。

このように桂川小学校・中学校体育館トイレ改修、住民センターや総合福祉センター空調更新は建築後30数年が過ぎ工事をしなくてはいけない状況であったが、今回のコロナ交付金があったので実施した改修工事だと思います。

また、私が計算した表を見て分かるように、令和2年度と令和3年度の8件の事業をしてありますが、その合計金額が約1億1,300万円になりますが、町のお金を使ったのは約440万円です。

先ほど発言しましたが、私が一覧表にした18件の総額は令和2年度、3年度は決算総額と令和4年度の計画書の金額を合計したら、その総額は約2億円を超す金額となり、国からの交付金約6億円のうち、3分の1もお金を使ってある。つまり、町が一般財源を使って事業するものであると私は理解しています。

そこで、町長に質問いたします。私が別紙としている一般財源で実施すべき国からのコロナ交付金の一覧表について間違いや、考えの相違があれば、お知らせください。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

本事業、いわゆる新型コロナウイルス感染症緊急支援対策事業につきましては、この対策事業として実施をしているわけであります。交付金をどのように活用するか、その方法については国の趣旨を踏まえた上で予算化し、実施したものであります。別に何ら問題はないと考えております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 国の趣旨に沿ったということでございますね。ただ、私が別紙に書いております18件全てですね。今の反論をするという時間がないので、12番目にあるコンビニ・スマホ収納導入事業として733万2,000円計上されていますが、この件については、私は2年以上も前から住民の皆さん、特に若い人たちに大変便利な事業であり、早く取り組んでほしいと質問してきましたが、今回の予算で実施できるのは2年後です。しかし、嘉麻市や飯塚市は既に実施しています。

また、9月5日の9月議会当初にコロナ予算の専決議案で、柴田議員の反対理由の中にTansaという雑誌の内容紹介がありました。その内容は、参議院議員の蓮舂議員が参議院議員予算委員会の質疑の中にコロナウイルス交付金で実施された事業で、全国でワースト100事業のうち、桂川町の2事業が上がっています。

1つ目は、海外留学中で国の特定定額給付金が受けられない学生の保護者に10万円給付、2つ目は、私がずっとおかしいと質問してきました県道沿いに感染症情報を発信する電子ディスプレイを設置した2件です。

ここで、私が心配するのは、全国でワースト100になっているということは国の会計検査院も当然知っていることなので、コロナ禍が落ち着いたら桂川町に国の会計検査が入るのではないかというふうな危惧をしております。

このように私の考えを話せばきりがないので、次の質問に移ります。

先ほどの資料の18番目に書いてありますが、限定プレミアム付き商品券について質問いたします。

まず、コロナ禍で4回のプレミアム付き商品券の発売があっていますが、今までの事務費と今回の事務費の違いを教えてください。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） 御質問にお答えいたします。

今までの事務費の内容につきましては、ずっと一緒でございます。今回の分も。ただ、違うのが、今までというところを今回の令和4年7月の通常販売の「よかーけん」で申し上げますと、

事務費総額が277万4,000円、そのうち町負担の事務費が30万円で、今回、令和4年8月の追加販売の限定券のことで申し上げますと事務費の総額は220万3,000円で、この場合の事務費の町負担は全額の220万3,000円となっております。

これは、今までは県事業で商品券発行事業を行ってあったため県の負担がございました。追加分につきましては、町独自の事業であるということで事務費全額が町の負担となっているところが違いでございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今までですね、当初発行枚数を超えた場合ですね、地域発行はされませんでした。今回、追加発行についての要望等があったのか、また、あったならその内容等を教えてください。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

具体的な要望等というのは、それは承知しておりません。しかしながら、これまでのこのプレミアム付き商品券の発行事業につきましては、いわゆる抽選に漏れた方から非常に残念に思う声、それはよくお聞きしたことであります。ですから、そういったこともありまして、私は以前から、このプレミアム付き商品券につきましては希望者全員の手が届くようにすること、そのことが理想であると、そのように考えてきたところであります。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） それだったら、最初から2万枚なり、やはりこう今までの請求があった分をされるべきではなかったかなと思いますが、次、今回、追加としてプレミアム付き商品券の発行がありましたが、住民のメリット、今、町長が話されておりますけれどもあると思いますが、商工会がですね、今まで1回で終わったのを2回されていますけど、商工会のメリットがあったのか、またデメリットはあったのか、そこら辺を教えてください。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 商工会のメリット等につきましては、これはもう商工会に尋ねるしか分からないと思います。ただ、私どもは、この商工会が実施するこのプレミアム付き商品券の発行につきまして、町内の商工業の振興にプラスになっていると、そのように判断をしているわけです。そういうことから、事業主体である商工会に対しまして、町として補助金を出しているという立場にあります。よって、最終的な判断といえますか、それは商工会が行うということになっております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 商工会の方には私も聞いたことはないんですけど、やはり短い期

間でこれだけするというのは大変な事務量だったと思います。もし、次回されるのであれば、最初から、さっき言いますようにプラスアルファをした分、4,446枚でしたか、それを増やしたところでされるべきだと思います。

それで、私はなぜこういうふうな質問をするかといいますと、コロナの支援金を使ってですね、医療従事者に支払って介護や清掃関係業者にこのプレミアム付き商品券の事務費220万4,000円を含む合計がですよ、1,554万1,000円を使って、なぜ、先ほど言います介護や清掃業者関係者に支払おうとしなかったのかという思いがありますので質問をしていきます。

まず、健康福祉課長にお聞きしますが、医療従事者等応援給付金の支払対象者を教えてください。

○議長（原中 政廣君） 川野課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 御質問にお答えいたします。

この医療機関等の従事者等の応援給付金につきまして、対象としましては、医療施設等に勤務する方で桂川町内の医療施設等に勤務する方、これは町外在住の勤務者も含みます。それから、桂川町に住民登録がある方で町外の医療施設に勤務する方、それから、派遣労働者、業務委託受託者の従事者につきましても医療施設等において患者との接触を伴い、かつ継続して提供が必要な業務を行う方ということで対象としておりました。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、町長に質問いたしますが、医療機関関係従事者だけに支払われましたけど、支払った理由について教えてください。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 医療従事者への給付につきましては、新型コロナウイルス感染症によるこの医療の逼迫、あるいはワクチン接種の推進、そういった面からしまして最前線で奮闘されていることに対しまして感謝と応援の気持ちを込めて給付したものであります。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、次に行きますが、ケーブルテレビを見た方たちや、柴田議員が議会後に発行される議会だより、2022年7月・8月号をお聞きしましたら約4,000件以上、各家庭に配られてあると聞いておりますが、介護職や清掃関係者への文教厚生委員会の総意としての要望書をその後援会だよりに掲載されておりましたが、要望書に対しての質問や意見などはなかったのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） すみません、ちょっと質問の趣旨が分からないんですが。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 要望書をですね、住民の方が見られたり聞かれたりされていると思うんですが、そういうふうな文教厚生委員会の5人の意見ですけど、文章を見られて、今回、ケーブルテレビを見られた方たちが感じられたことに対して町長が意見なり、何か質問なりされたでしょうかということです。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 全く記憶にございません。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） ないにはないにしろ、次に行きますが、私が令和2年の6月議会から今まで全ての議会にですね、先ほど質問した事業の18件、2億円は国から来たコロナの支援金としてのお金、本来は町が一般財源で支出する金額と思っておりますが、これらを考えると介護職や清掃事業関係者の支援金を支払わない理由が分かりません。今まで何度も質問してきましたが、再度、質問いたします。介護職関係者は、私も、町長、あなたも、ここにいる全ての方たちはいつお世話になるかもしれませんし、私の家族も私も皆さんの家族もここにいる皆さんの家族がお世話になるかもしれません。なぜ、介護職への支援金を支払わないのですか。また、清掃業関係者も同じように支援金を支払わないのでしょうか。その理由を教えてください。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 支援金を支払わない理由というよりも、そういった施設あるいは事業所に対しましては既に給付をしておりますので、そのことについて何度も御説明をしてきたところであります。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 支援金の支払いはですね、今までどおりということですが、私が思っている介護職や清掃業関係の現場等の現状認識と、町長の思っている現場の認識度が違うようでございますので、介護職や清掃関係者の現場等の現状認識をどう思っているのかを教えてください。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 現場で働く皆さんにはですね、それはもう衷心から敬意を表し、また、感謝を申し上げているところであります。

ただ、今の議論の中で、いわゆる個人宛での給付金を出していないからこういう職場で働く人たちが困っていると、お金を出すべきだというお話ですので、私からすれば、そういった現場の認識はありますけれども、だからといって、ただ給付金を出す、それだけのことではないし、先ほど言いますように施設あるいは事業者に対しましては、既に給付をしておりますので、そのこ

とで御理解を願いたいと思っております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、私の知り合いの福祉関係者の御意見を頂いておりますので、読み上げます。

令和4年6月21日の議会での今後のコロナ支援対策についての中での大塚議員と井上町長のやり取りを拝見させていただきました。その中で、感染リスクのある中での就労支援を行っている保育施設従事者や放課後児童クラブ職員に対し、敬意と感謝の気持ちを込めて1人3万円を給付し、また、医療機関従事者等に対して医療が逼迫の中、最前線で奮闘されているということで応援と感謝の意を込めて1人3万円を給付しているとのことでしたが、これは本当に素晴らしいことだと思いました。

福祉施設従業者としての正直な意見としては、保育施設従事者や放課後児童クラブ職員や医療機関従事者等も皆同じに感染リスクがある中で働いており、これは福祉従事者も同じ、コロナの疑い等があれば仕事を休めると思います。しかし、保育園児や放課後児童クラブを利用している児童がコロナやコロナの疑いがあれば、保育園や放課後児童クラブは利用を中止することができ、また、病院は受入れベッドが満床になれば、受入れを断ることができますが、福祉施設の利用者がコロナの陽性になり、そこからクラスターになっても、現状は病院の受入れができないため、施設が病院の代わりとなってみているのが現状です。日に日に増える職員と利用者の陽性者で不安感や緊張感や疲労感があり、病院と違って医療の専門である看護師も少ない人数で、また、医者も常勤ではない状況で、現場職員が陽性の利用者を介護や療養しているのは非常に過酷に感じます。行政の方に、クラスターのときに施設に来ていただき、見てもらえれば、過酷さが伝わるのではと感じました。このことから、福祉施設に対しても施設にではなく、福祉施設従業者一人一人に対して支援金を支給していただければ、福祉従業者も桂川町から応援してもらっていると感じると思います。

福祉施設従業者、保育施設従業者、放課後児童クラブ職員、医療機関従業者などのエッセンシャルワーカーのどの職種の仕事が楽とかそういった意味ではなく、皆が大変だと思いますが、福祉施設の現状を伝えていただければ幸いですとの御意見を頂きました。

この御意見に対して、町長はどのように感じられましたでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 貴重な御意見だとは思いますが、ただ、そのこととですね、だから給付金を出せという、そういう直結した話ではないと感じております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、今の回答で介護とかですね、今言われた福祉施設の方たち

が理解されるかなということが、もう一度聞きますけど、それでいいんでしょうか。私は、何か違った回答をちょっとしていただきたいなと思うんですが。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 現時点では回答は準備しておりません。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 同じようなことを私も2年ほどずっと言ってきました。先ほどから言っていますが、2億円ほどの分で町が一般財源を使わないかんとにですね、やはり、その分に対して本来の目的は何だろうかということのをちょっと考えていただければと思いますが、次に行きます。

抗原キットの購入支援を近隣の市町村がしてあるのでしょうか。また、支援してあるならば、その内容を教えてください。

○議長（原中 政廣君） 川野課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 御質問にお答えいたします。

私が承知している限りでは、直方市さんが抗原定性検査キットを福祉事業所等に配布されておりまして、濃厚接触者として待機をしている、職場に陽性者が発生し自身や県のPCR検査の対象にならなかったものの感染の不安があり待機をしている、家族や職場など普段一緒にいる人が濃厚接触者となり自身は県のPCR検査の対象にならなかったものの感染の不安があり待機していること、このいずれかに該当している場合に1人当たり2回分を配布するというのが内容のようでございます。

この直方市さんの配布期限につきましては、9月の30日までとなっておりますということで、今後継続されるかということは未定ということでございます。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、町長に質問しますが、福祉支援してある直方市さんですか、してあるということでございますが、福祉施設も大変苦勞してありますので、その例として、またお話をいたしますが、現在、短期入所の利用者の方は施設で生活をしているわけではなく月に3日間ほどの短期利用であるため、利用する日に施設に入る前に検査を実施している状況です。先日は、それで陽性が分かり、事前に食い止めることができました。また、現在、国が示す基準で濃厚接触になった方の解除は、医療従事者や社会福祉従事者については濃厚接触者になった2日間と、3日間にコロナウイルス抗原キットで陰性が確認できれば、3日目からの出勤が可能となっております。それ以外でちょっとした熱発であった場合でも確認のため検査をしている状況です。

このことから、コロナウイルス抗原キットは使用頻度が高く、また、高額で手に入れるのも薬局等でもなかなか買えない状況です。桂川町で確保し、施設などに配布するなどのことが可能であれば、施設としては非常にありがたいです。また、PCR検査も行政検査の対象とならない場合は自己負担が発生するため、施設が負担している状況です。今年の1月から7月までに購入したコロナウイルス抗原キットの総額は約35万円とのことですが、今まで町が支払った医療機関等感染対策支援事業における支援金30万円以上を使ってあります。

ここで質問ですが、コロナ交付金を使って、また直方市も実施している状況ですので、桂川町でも抗原キットの購入支援をすぐに取り組んでいただけないでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 川野課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 御質問にお答えいたします。

この抗原定性検査キットにつきましては、介護、それから障害の福祉施設への配布については、福岡県のほうが事業所に1人当たり月に8回、週に直しますと2回計算を上限に配布をされているということでございます。

議員、先ほど申されました検査キットにつきましては、一時、第7波につきましては検査キットが不足をして、医療機関のほうもなかなか検査ができない状況だったということは聞いておりますので、まず、そちらのほうが行き渡る状況が必要であると思っておりますので、今のところ町で取り組んでいくということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今のところだと思いますけど、コロナが少し落ち着いたという状況でございますけど、また、第8波に代わるかもしれませんので、ここら辺の検討というのは全然していただけないのでしょうか。町長、お願いいたします。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 基本的には先ほど課長が答弁したとおりです。そしてまた、議員の先ほどの紹介の中に抗原キットがですね、非常に手に入りにくいというお話がございました。現在はですね、薬局に行けばたくさん店頭で並んでいる状況になっております。いわゆる、コロナウイルスの感染症に対する対応が国を挙げてどんどん変わってきておりますので、そういった状況も勘案しながら対応を考えていきたいと思っております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今、薬局に並んでいるというのは簡易キットの分だと思っておりますので、私が言っているのは医療用の検査キットです。私もちょっとあって、1回しましたが、やはり医療用というのはあのとき2,500円か3,000円でした。やはり、私どもは1回でもそ

の金額を払わないかん。そしたら、福祉施設はそれをやっぱり毎日来られる方が熱発されてあるんであれば、やはりそれを計って、施設に来られて中に入られるときにそこを見ると、それはやはり何回もやらざるを得んし、1回その方が入ってしまえば、クラスターになるということで、先ほど言いましたけど、クラスターになったときにですね、行政の方に来ていただきたいと、過酷な状況を分かっていたきたいというところをぜひ考えていただければと思います。

次、同じことになりますが、新型コロナウイルス検査センターとの連携協定の締結についてでございますが、PCR検査費用の負担についての支援を近隣の市町村がしてあるか、また、支援してあるならば、その内容を教えてください。

○議長（原中 政廣君） 川野課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 御質問にお答えいたします。

これも私が承知している限りでは、近隣で言いますと飯塚市さんが民間の検査センターと連携協定を締結し、昨年度から福祉関連事業所等を対象に行政検査の対象にならず、検査を受けられない事業所職員に対して検査キットの配布と検査費用の負担を行っているということでございました。

しかしながら、今、検査キットの不足等により現在は行っておらず、この結ばれております連携協定につきましても今月末をもって終了し、更新はされないというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 先ほどと同じですけど、やはり、今、第8波、第9波来るかもしれませんので、そこら辺の連携協定とか計画をしておったほうが私はいいと思うんですが、どうでしょうか、そこら辺はもう全然計画はされないんでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 川野課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 今、PCR検査につきましては、先ほど申しましたとおり連携協定は飯塚市さんはされない、他の自治体についても私も知る限りはやられていないということでございますので、こちらについてはPCR検査についてはやはり医療機関のほうにきちっとしていただくというのが一番いいんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 意見の相違というか、少し今落ち着いている状況かなということですね、検討、飯塚も直方もしないということでございますけど、私の任期中、もう質問が最後になるかもしれませんので、今までコロナ対応の臨時交付金を国から交付されていますが、再度確認いたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の目的は何でしょうか、町長、お願いいたします。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えします。

本交付金の目的は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方の創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業を実施することにあります。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 地域の実情に応じてということで私ずっと発言をしてきましたが、また、福祉関係者からの御意見を頂いておりますが、この補助金はコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設され、各地方公共団体の判断によって各種の物価高騰対策を講じられているところですが、本年4月18日付通知では、当該交付金の活用が可能な事業として、学校給食等の負担軽減や事業者に対する電気・ガス料金を含む公共料金補助が例示されております。高齢者福祉・介護施設等は入居者等に対する給食を行っているため、食材料費の高騰は経営を圧迫する、直撃する状況となっており、また、入所施設等の建物の管理や調理などにおいて多額の電気・ガス等を消費している状況にあることから、まさにこの交付金の活用が可能な事業の例示に該当するものとなっております。

厚生労働省からも5月9日付通知により、介護サービス事業所・施設等もこれに該当するものとして地方公共団体の判断により臨時交付金の活用を検討することが考えられる旨が示されており、さらに7月17日付通知で再通知となされています。このことについて、再度、検討していただいて、既に限界水準で経営を行ってきた高齢者福祉・介護施設等にとっては危機的な状況にあると考えられますので、緊急的な支援策について御検討頂き、一日も早い実現を図っていただきますようお願いいたしますとありました。

今回はですね、福祉施設の方の御意見を聞いて、福祉施設の方の御意見ばかり言ったようになっていますが、福祉施設だけではなくですね、また先ほど吉川議員が言われた農業者の方とか商工業者の方とかいろいろ物価高騰で困ってある方たちの支援をですね、先ほど町長が言われたコロナの交付金の目的を考えてお支払いいただければなということで次の質問に行きます。

2点目に、駅舎等についてです。

まず、最初に、駅ホームの待合室要望書の取扱いについて質問いたしますが、私は、今まで駅が新しくなったとしても、雨、風を防ぐ今まであったホームの待合室が一番必要な施設です。その施設を建て替える費用は、駅建設での契約変更で約7,300万円減額されていますが、例えばそのお金を使って待合室を造るべきと思っていると発言してきましたが、今回、議員10人全

員が署名して8月5日に町長へ駅ホームでの待合室設置の要望書を提出しましたので、全文を読み上げます。

2022、令和4年8月4日、桂川町長、井上利一様。桂川町議会議員、青柳久善、原中政廣、竹本慶吉、林英明、下川康弘、北原裕丈、吉川紀代子、大塚和佳、杉村明彦、柴田正彦。

桂川駅ホーム、博多一原田行き待合室設置申入れについての要望書。新桂川駅舎の利用が始まって1年4か月が経過しました。かつて、旧駅舎のホーム、博多一原田駅には待合室がありました、その待合室は、高齢者や障がい者をはじめ通勤・通学者の多くの利用者から列車を待つ間の雨、風、雪や寒さ、暑さをしのぐ待機場所として使われてきました。ところが、新駅舎ホームには待合室がありません。駅には、設置している意見箱には、待合室の設置について駅利用者から多くの要望が寄せられています。また、この件については、我々議員にも町民からの質問や意見が多くあり、議会の中でも設置に向けての発言を行ってきたところです。

つきましては、桂川町民の思いを受け止め、下記のことを実施していただきますようお願いいたします。

記、1、九州旅客鉄道株式会社J R九州に対して桂川駅ホーム、博多一原田駅に待合室を設置するように申し入れること。2、九州旅客鉄道株式会社J R九州の回答については、桂川町民及び桂川駅利用者に対して公表すること、としておりますが、全文読みましたけれども、町長、今後どのようにされていく計画でしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

まず、議員全員で要望書が提出されました。その要望書につきましては、公文書として取り扱っているところです。

その後のことですけれども、事前の協議といたしますか、この公文書をどう取り扱っていくかということも含めまして、当初、9月6日にこのJ R筑豊篠栗鉄道事業部の方と協議をするようにしておりましたけれども、台風11号が来たために9月の12日に延期をしました。そして、9月の12日には山邊副町長と原中建設事業課長がこのJ Rに出向きまして、そして向こうの担当課長、助役とお会いし、町の要望について口頭で説明をしたところでもあります。

次には、今度、文書にて要望書を提出したいと思っています。その要望書に対しましては、文書で回答頂くということでお話を進めているところです。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 議員の総意、全員10人の気持ちを汲んでいただいて、今、取組をしていただいているようですので、ぜひですね、積極的に取り組んでいただいて、利用者のことを考えていただきながらですね、前に進めていただければと思います。

次、駅の利用開始から1年6か月が過ぎましたが、駅舎内の案内、特に桂川町の宝である王塚古墳へ行く案内が、改札口を出て簡単な案内図を作っておりますが、今の案内図でいいと思っておりますのではないかと思いますので、今後どのようにしていく計画なんでしょうか。また、やぶれ屋等の前の道を1,520万使って整備されていますが、その道路への案内板を設置されています。しかし、駅の改札口からどう行けばいいかわかりません。どのような今後、計画されているか教えてください。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 駅の案内等についてでございますけれども、現在、簡易的に案内を設置しております。今後、分かりやすく町をアピールする統一的な案内板を設置する予定です。これについては、専門家の意見を取り入れながら、関係各課と協議しながらデザイン等を作成していきたいと考えております。

また、王塚古墳までの誘導路についてですけれども、今年度7月にその誘導路に曲がる部分に案内板を設置しております。また、駅の改札口を出た正面部分、また、エレベーター内に北側通路のほうに向かう案内、簡易的ではありますが設置しております。こういったものについて統一的なデザイン、これを検討して今後設置していく予定でございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今、統一的な検討ということですけど、私も最初からずっと言っていますけど、駅を建てるときに統一的吗やっぱしていかなと、今、するんであれば、もしかして来年度予算になるかもしれませんが、壁が汚れますよね。その壁の汚れとかそのとき注意しながらしよつたら要らない経費もかかりますし、ここで幾ら言っても一緒ですので、ぜひですね、町の宝である王塚古墳に改札口を出たらすぐ分かるような経路を作っていただきたいと思っております。

次、桂川駅観光案内所、桂川町プラザがオープンしましたが、現状を教えてください。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） 御質問にお答えいたします。

桂川町プラザ、令和4年6月20日に開設してから3か月が経過いたしました。この施設の機能として、まちの情報発信及び休憩所を持たせております。現在、時刻表の提示やパンフレットの配架、ミニギャラリーでの王塚古墳の紹介、小中学校・幼稚園・保育所の作品展示、そしてツールやカウンターテーブルを設置し休憩できるスペースとして活用していただいております。

また、テレビ画面、モニターでは王塚古墳やゆのうら体験の杜など町の紹介動画を再生しております。

現状、高校生や駅の利用の方が電車到着までの待合としてくつろがれておりまして、あとは保

護者とお子様が作品を見に来ていたり、できてよかったなどの声を頂いているところでございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今、いいほうばかり言っていただきましたけど、ちょっとこうこんなこととかいうふうな御意見とか指摘とか、何かなかったのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） たまにごみが散らかっていたりとか、そういった状況は報告があっておりますが、大きな苦情的なものは入っていないという状況でございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 私はちょっといろんな御意見を伺っておりますけど、今回はもうこれでいたしますが……

○議長（原中 政廣君） 駅舎、最後まで言ってください。

○議員（5番 大塚 和佳君） 町長に質問いたしますが、今後の活用や、どのようにですね、していきたいかというふうな考えがあれば、教えて下さい。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） このことにつきましては、もう以前にも回答したと思います。あのスペースを利用してですね、やっぱりあの町の情報の発信、そしてまた多様な使い方があると思いますので、そういったことについてもですね、積極的に取り組んでいくということでございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） その多様な取組というのが私たちも分かりませんので、ぜひ、予算をもし使うのであればですね、私たちに説明なりしていただければと思います。

次の質問に移りますので……

○議長（原中 政廣君） ここで、暫時休憩としたいところよろしいですか——それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は、1時より再開いたします。休憩。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 3点目です。浄水場及び配水池等の水道関連施設の老朽化対策等について質問していきます。

まず、浄水場の建設経過年数と耐用年数を教えてください。

○議長（原中 政廣君） 山本課長。

○水道課長（山本 博君） 浄水場の耐用年数ということですが、まず、浄水場の管理棟について御説明したいと思います。

豆田、土師ともに管理棟ございますけども、土師浄水場の管理棟につきましては、50年を経過しております。豆田浄水場に関しましては、30年です。

耐用年数につきましては、それぞれ50年となっております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 確認しますが、土師のほうは50年で、耐用年数も50年ということによろしいんですかね。

では、町長に質問いたしますが、浄水場が、施設本体及び関連施設も含めて、一部を除いてですね、老朽化しておりますが、今後の計画について教えてください。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。まず、現在の状況の中ではですね、御承知のように、今年度の事業として、大雨等による原水濁度や水質の変化等を的確に感知し、対応するための新規のシステムの導入を行う、まだ完成はしていませんけれども、行っているところであります。

将来的な計画につきましては、現在の状況の中では、具体的な計画がございません。将来的には、現状を見極めながら、具体的な計画を立てて、そして、取り組んでいく必要があると思っています。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 現状を見極めたいということもございまして、老朽化対策というのは大変多大な経費がかかりますからですね、ぜひ精査しながら検討していただきたいと思えます。

次に、配水池の点検回数や点検内容及び耐用年数を教えてください。

○議長（原中 政廣君） 山本課長。

○水道課長（山本 博君） まず、点検につきましては、目視による点検を、地震発生時や大雨の発生時にはその都度点検を行っております。また、夜間流量の推移や水位計の推移を基に、併せて管理も、監視も行っているところです。また、定期的な配水池内部の清掃の際には、内部状況の点検も併せて行っております。

耐用年数については60年です。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 配水池は、いつできたんですか、分かりますか。

○議長（原中 政廣君） 山本課長。

○水道課長（山本 博君） 種因寺上にあります、下から見上げて右側にありますけども、こちらの1号配水池、こちらは58年経過しております。見上げて左側にあります2号配水池、こちらは50年を経過しております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 耐用年数60年で、1つが58年、1つが50年ということでございますので、もう耐用年数がですね、来ているというふうなことでございますので、今後ですね、計画をしていただきたいと思うんですが、配水池の下にはですね、民家もありますが、土師保育所もあり、多くの子供たちもおりますので、心配されているのではないかと思いますので、配水池の今後の改修等の計画を教えてください。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） お答えしたいと思います。

当面はですね、施設の安全性を確保するための点検や修繕、そういったことに努めていく必要があると思っております。

今後、将来的なことにつきましては、以前にも申したことがあると思っておりますけれども、非常に大きな課題であると、課題として残っているという認識をしているところです。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 先ほど、課長が言われました。1つは、もう建設から58年で、耐用年数が60年と、あと2年しかありませんので、先ほど言いましたように、下の方たちは、やはりいつどうなるかと物すごく心配してありますので、ぜひですね、早急に何がしかの対策をしていただきたいと思えますし、先ほど、目視とかいうふうな話を課長がしてありましたけども、私の知り合いに聞いたところですね、人工衛星より、経度・緯度を決めていけば、地滑りなどの状況がピンポイントで分かるというふうなことも聞いておりますので、ぜひですね、これができるかどうか、私も聞いただけですので、よく分かりませんが、何がしかの、目視じゃなくて衛星写真等を使ってですね、ぜひ地滑り等がないことを願っておりますが、少しでも異常があれば、下の方たち、大変心配してありますので、ぜひそこら辺の予算を組んでいただきたいし、確認をしていただきたいと思えます。

次に、配水池の災害が、現在までありがたいことに起こっていませんが、いつ起こるか分からないのが災害です。そこで、災害が起こったときの保険等について、加入会社及び保険内容について、特に自然災害や管理の不備等に対しての、人為的災害等の補償を詳しく教えてください。

○議長（原中 政廣君） 山本課長。

○水道課長（山本 博君） 水道事業のほうで加入しております保険は、公益財団法人日本水道協会が保険契約者となる団体保険です。

内容につきましては、被保険者が所有・使用もしくは管理している各種の施設、設備、用具等の不備または業務活動中のミスにより発生した偶然な事故により、他人の身体や財物に与えた損害に対して、保険金を支払うものです。

自然災害につきましては、まず、地震、洪水などに起因する災害は、保険の対象とはなりません。他の自然災害につきましては、管理不備等が認められた場合には、保険対象になります。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 補償内容を教えてください。

○議長（原中 政廣君） 山本課長。

○水道課長（山本 博君） まず、地震や洪水などの不可抗力に発生した損害は、保険対象とはなりません。他の自然災害で保険対象になる場合、身体・物財共通で1事故における限度額は1億円です。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 1億円というのは本当あったらいかんとですけど、下に500人、もし災害されたときに計算したら、その割り算のふうになるのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 山本課長。

○水道課長（山本 博君） すみません、ちょっと意味合いが分からなかったんですが。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 1億円限度額ということですから、10人だったら1,000万、100人だったら100万円か、そういうふうにならなければですね、本当は災害があったらいかんとですけど、限度額というか、1億円ですから、もう何十人、何百人、何千人、けがしても1億円という理解になるんですが、それでいいのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 山本課長。

○水道課長（山本 博君） 合わせて損害賠償に対するこの保険の出る額が、1億円ということになります。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 1億円ということで、中身を詳しく言ってほしいんですけど、次、ちょっと行きます。

自然災害の対象云々ということは、言われてありますけど、気象状況とかですね、いろいろなことがあると思うんですけど、もう一度聞きますが、その1億円と別に何か保険等が入っておられないのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 山本課長。

○水道課長（山本 博君） このほかには特にありません。水道課の入っている保険はございません。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、水道課以外に何か入っているのがあるんですか。

○議長（原中 政廣君） 山本課長。

○水道課長（山本 博君） 町のほうで加入しております総合賠償保険、こちらのほうが活用できる場合があると聞いております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、活用できる場合というのはですね、私、通告書に書いて、もう二十日ぐらいになると思うんですが、そこら辺詳しく調べていただかんと、私はもうぜひ調べていただいて、先ほど1億円という話されましたけど、詳しく、やはり災害があったらいかんですけど、やはり地元の方たちは、もし何かあったときの補償がどうだろうかというのが心配であるということで、私に質問をされたんで、ここで、公のところではしてるんで、それでいいんですか。ちょっともう一回、総合賠償補償保険ですか、内容等も全然検討されてないでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 山本課長。

○水道課長（山本 博君） 総合賠償保険、こちら、町の加入している保険のほうにつきまして、どういふ場合が保険の対象となるか、保険会社の判断ということになりますので、この場で、どういふ場合が対象になる、対象にならないというのは、ちょっとお答えはできない状況です。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 保険の対応、その場合ということですけど、私は、あくまでも自然災害とか、先ほど言われる1億円と別にですね、何かあるということで、例題を出して、検討されているかなと思っているんですけど、町長今の回答、1億円だけで、何か総合賠償補償保険ですか、入ってあるので、何か今の回答で、私ちょっと理解できないんですが、もうちょっと詳しく御回答をお願いします。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 私も、ちょっと詳しくは存じませんが、ただ、今、課長が答えましたのは、当面する、水道課が入っている保険の内容で、賠償額の総額が1億円ですよということですね。

総合賠償保険、これは町が入っている保険があるわけですがけれども、これは、いわゆる町に瑕疵がある場合、いわゆる責任を負うべき内容のものがある場合に対象になるものです。

そのことと併せて、議員が今指摘されておりますように、金額的なことも含めてですね、それ

で大丈夫かという御指摘ですから、そのことにつきましては、私ども、もう少し研究する必要があると思います。町の総合賠償保険と併せて、たしか災害対応のですね、そういった保険もあるように聞いておりますので、研究をさせたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 先ほど、配水池の一つは58年で、耐用年数60年、あと2年しかないんですよ。もし、あと4年後であったときに、耐用年数過ぎてから、地滑りとかあって、もし何かあったときに、そういう場合とかですね、やはりいろいろなパターンを検証して、補償をやっぱり検討するべきだと思いますので、私は、今回通告書、先ほど言いましたように20日以上、出してですね、今の回答は不適切だと思いますし、もし次回、私、ここに座ることあれば、幾つかのパターンをですね、こういうふうなパターンはこうです、こういうパターンが出ませんとか、ちゃんとした回答をしていただかんと、そこに住んでいる方たちはずっと、本当は災害があったらいかんとですけど、1億円って、何かあったときにはよく分かりません。じゃあ、行政として、私も、今、総合賠償補償保険の担当で、交通事故とかいろいろしてきました。それはそのときにあってですね、自分なりに対応してきました。ただし、今回幾つかの、1つ、2つでもいいけど、パターンを聞いてですよ、向こうに聞いていけば、それぞれの回答はあるんじゃないでしょうかね。その、なぜしなかったという、私、何か疑問に思いますし、次回、さっき言いましたように、席があれば。多分地元の方たちも、今の回答では絶対納得されないと思いますので、次、行きます。

今後の水道事業関連施設の対策についてですが、町長、今までちょっと回答いただけましたけど、全体的なですね、計画等がもし今現在あれば、教えていただければと思います。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 今現在のですね、具体的な計画書といいますか、それは持っておりません。以前にコンサルにですね、出していただいた内容がありますけれども、いずれにしても、水道事業の場合には浄水場の施設それから配水池、配水管、そういったものが水道事業として一体化されております。ですから、どこか一部分を、手を入れればよいということではなくて、もし、全体的に見直すとすれば、もうこれは物すごい費用になります。

いずれにしても、どのような取組が具体的に必要かということについて、現時点でまだ持ち合わせておりませんので、今後の大きな課題だと思っているところです。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今後の大きな課題というのは分かっておりますし、やはりこう最終的には人口減とかも考えられますので、広域的ですね、今から飯塚、嘉麻市を含めたところで、広域的に考えていかなければいけない事案だと思いますので、ぜひ、命の水でございますし、前

回、昨日ですか、副町長が台風災害のときに、ちょっと御質問させていただいたんですが、もし停電とかなったときには、もう水道課のほうが電気を用意して、住民の方たちには、不便のないような対応、ずっと今までしていただいているということでございますので、今からまた幾つか台風が来るかもしれませんが、ぜひですね、命の水を確保していただけますようお願いいたしまして、次の質問に行きます。

4点目、保育所と小中学校の建設等の計画について行きます。

今年の3月・6月議会で質問いたしました、10月の町長選に出馬表明をされましたので、今後の4年間のことについて大事なことです、再度質問していきます。

土師保育所は、建設が昭和53年度であり、建築後四十数年が経過しています。そこで質問ですが、土師保育所の建設及び運営方針等について、今後どのように考えてあるでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 土師保育所の現在の施設の改善については、行う必要がある。具体的に言えば、建て替える必要があるということについては、認識をしております。

運営方針につきましては、今のこの時点で私自身が回答できるものではありませんので、控えさせていただきたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 耐用年数も土師保育所、過ぎておりますので、今から建設なりを考えていくということでございますし、運営方針もですね、またそこに次回、自分が座られておるのであれば、そこら辺から詳しくまた発言していただければと思います。

続きまして、町の将来の義務教育の在り方を検討する委員会等の設置についてでございますが、この件も今年の3月と6月に質問いたしましたら、現在の状況については、委員会の設置は考えていないということでございますけど、今もそのお考えは変わらないでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 現状といいますか、任期を間近に控えたところでもあります。現時点において、この任期中の設置の計画はございません。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 任期中の計画はないということですから、先ほど言いますように、12月、私がここに座っておれば、また質問いたしますので、ぜひですね、そのときには検討していただきたいと思っておりますし、将来像、また同じような回答になるかと思っておりますので、もう回答していただくのは差し控えますが、優先順位としてですね、小中学校の建て替えをどこまで思っているか。先ほどと同じような回答になるかもしれませんが、再度ここで質問させていただきます。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 基本的には、先ほど申し上げましたように、回答できる状況ではないと思っておりますけれども、あえて申せば、いわゆる優先順位というのは幾つかの項目があって、それで、その中でどれが1番目、2番目、3番目となっていまいります。

私自身は、これまでの経験からいきましても、優先順位を決めてしまうというのはなかなか難しい。要するに、思いがけない課題が途中で出てくる、そういったことがよくあります。ですから、ここに、質問にありますように、4年後、10年後というような長期間のスパンでの優先順位を回答することはできないと思います。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） そういう回答になるだろうと思っていましたけど、私が、8年前に議員になったとき、桂川駅の建て替えというのが、表に上がってきたような記憶はないんですよ。そして、4年後のときに、議員の名前出すけど、柴田議員がなられたときに、契約の話をされました。

優先順位とは、どこら辺で決められるとか、私たち分かりますよね。総合計画といろいろあるんですけど、それは、全部を網羅した分の中ですから、ぜひ、そこ12月おられた場合には、議員に対して優先順位の位置づけっていいですか、を詳しく話していただきながら、やはり桂川町の未来をしていくために、していただきたいと思いますし、私がここで言いたかったのは、桂川町の未来を担う子供たちの教育環境を、大人の私たちがするのが責務だと思います。

前回、今年か、小学校の屋上と外壁が新しくなりました。そのときに、私、言いました。建て替えを、あれをしたから、建て替えを遅らせるということはないですねと聞いたときに、それはありませんということでございましたので、ぜひ未来の桂川町、今から話し合いしても、私たちがあと何十年、10年、20年生きちようかどうか分かりません。ただし、私たちが生きているときには、桂川小学校、中学校、別々になるか、統一になるか、そこは分かりませんが、道筋なりじゃなくて、ぜひ建てていただいて、桂川町の子供たち、今、デジタル化ということではしておりますけど、もう40年以上前の校舎で、デジタルの配線とか、もう今無線ですけど、そこらを含めたところですね、今から先の教育をできる環境を、ぜひつくっていききたいと思います、いただきたいと思いますし、私たち議員も、そこら辺も含めたところで発言をしていかなければならないと思っています。

次、行きます。5点目です。移住定住化対策についてです。

本年度の当初予算に、移住定住促進に関する予算として、移住定住奨励事業記念品が計上されていますが、その事業内容を教えてください。

○議長（原中 政廣君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 御質問にお答えいたします。

令和3年度から開始いたしました移住定住奨励金等交付事業につきましては、桂川町内で、新たに新築住宅または中古住宅を取得され、本町に定住される御意思のある世帯に対しまして、金券と特産品を贈呈し、本町を移住定住の地に選択していただいたことへの感謝や、今後のまちづくり、地域づくりに参加していただくことへの期待の意を表わし、また、本町の魅力の一端を知っていただくことで、移住定住の促進を図る事業でございます。

金券につきましては、住宅・土地に係る固定資産税相当額に当たる額面の商品券で、上限額は10万円、特産品につきましては、ふるさと応援寄附金事業で取り扱っております特産品の中から、御希望の2品をお選びいただいております。

なお、令和3年度実績は、交付件数47件、決算額352万3,246円、こちらは商品券、特産品送料を含めた額になります。令和4年度につきましては、9月現在で15件の申請をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） いい取組をされているなということを、いたしますが、また、移住定住化対策に関連があると思いますが、これは私、何年か前に聞いた記憶がありますが、空き家・空き地データベースの関係で、委託料ですね、予算を計上されてありますが、進捗状況を教えていただきたいと思っております。また、その他の取組等があれば、教えてください。

○議長（原中 政廣君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 御質問にお答えいたします。

空き地・空き家データベース化事業につきましては、町内に活用されていない空き家・空き地をお持ちの方で、どうかしたい、売りたいとお考えの方に物件を登録していただき、本町への定住等を目的として、空き家・空き地を探している、買いたい方とのマッチングを行う仕組みでございまして、町のホームページ上にその情報提供サイトを構築するべく、令和3年度に委託料を計上し、執行したものでございます。

その他の取組といたしましては、まず、移住就業支援補助金交付事業、こちらは、東京圏、大阪圏、名古屋圏から本町に移住し、就業または起業等をする方に、移住就業支援補助金を交付するもの、次に、結婚新生活応援事業、こちらは、新婚世帯の新居取得費用やアパートの家賃、引っ越し、リフォーム費用の補助金として交付するもの、次に住宅ローン金利優遇措置、こちらは、住宅を取得する際に地元金融機関8行の住宅ローンを利用する場合に、金利を0.1%以上優遇するもの、あと、引っ越し割引、本町に引っ越し際に、本町と協定を結んだ引っ越し業者2者に、桂川町移住支援の紹介で申し込みますと、申し出た場合に基本料金30%の割引があるものなど

がございます。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） ホームページに空き地・空き家データバンクの関係が出ておりまして、今現在、件数的にはそんなにはないようですけど、今現在、どのくらいあるんでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 残念ながら、民間の方の登録は頂いておりません。町の物件が載っているだけでございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） ぜひですね、難しいと思いますが、やっぱり町内を回っていけば、空き地がどうかは、そこ分かりませんが、空き家は結構多いんで、職員の皆さん、大変かと思いますが、何がしかの情報を得たらですね、空き家、私たち田舎の人間は山のほうとか、田舎のほうに住んでもらえるんじゃないかなと思えるかもしれんけど、やはりインターネットとか見ていましたら、田舎のちょっと、古いといいますか、あれをリフォームして住みたいというふうな方たちもおられますので、ぜひですね、広報していただければなと思っております。

では、町長に質問をいたしますが、今、各課長からいろいろな取組を話していただきましたけど、今後こんな取組をしたりとか、計画がもしあればですね、教えていただければと思います。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 担当課長がお答えいたします。

○議長（原中 政廣君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 御質問にお答えいたします。

先ほど御紹介しました事業の利用促進ですとか、ブラッシュアップ、また、ほかの自治体の好事例の研究導入など、個々の施策の展開にも積極的に取り組む必要があるとは思っておりますが、まずは桂川駅周辺地区のにぎわい創出ですとか、県道豆田稲築線九郎丸工区早期完成による交通アクセスの向上、小中学校の学力アップ、子育て環境の充実、王塚古墳をはじめとする地域資源の活用による町独自の個性の発揮など、総体としまして、桂川町そのものの魅力向上に努め、転出抑制・転入促進を図ることが肝要であると考えております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今、いろいろ取り組まれることを書いてありますが、その中に教育環境ということもありますので、ぜひ、前回、先ほど御質問いたしました、含めたところで、

ぜひしていただければと思います。

次、6点目、トライアル桂川店の騒音防止対策についてでございます。

まず、保険環境課長に質問いたしますが、トライアルが桂川町に来てから、近隣の市町村の方たちは買物で、買物ができてですね、大変便利になりましたが、その反面、付近の住民の方たちから桂川町へ要望書が出ていると思いますので、その内容をですね、教えていただければと思います。

○議長（原中 政廣君） 永松課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 御質問にお答えいたします。

令和4年6月2日にですね、土居地の区長様より、夜間におけるトライアル桂川店のトラックの騒音及び搬入時などに発生する音の解消についての要望書が提出をされておるところでございます。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、今まで住民の方々からですね、どのような意見があったのでしょうか。また、行政として対応したことについて、それぞれの時期や内容等が分かればですね、教えてください。

○議長（原中 政廣君） 永松課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 御質問にお答えいたします。

近隣の方からはですね、毎日ではございませんが、夜間の運搬車のアイドリング音や扉の開閉音、荷物の積み下ろしの音などが気になりますね、一旦目が覚めるとその後眠れないことがあるというお話でございましたので、気になる時間帯やですね、物音の聞き取り等を行いまして、実際に早朝に現地の状況を確認に行っております。

その上でですね、産業振興課とともにですね、7月15日に店舗のほうへ訪問いたしまして、店長様にですね、近隣の方よりお話がまっていることをお伝えして、改善に向けた取組をお願いしております。

その後の店舗の対応といたしましては、商品を載せるパレットですね、その回収時間をですね、深夜帯から午前中に変更するなど、深夜帯の騒音対策を講じられているところでございます。

近隣の方からはですね、騒音も以前に比べ改善した点もございますが、改善されていない部分もございますので、申出は続けていただきたいというお話を頂いているところでございます。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 住民の方の意見の、いつ頃からあったというのが、もうオープン

当初からそれとも、1年が過ぎたとか、そこら辺、通告書に書いていましたので調べてありますか、なければいいですけど。

○議長（原中 政廣君） 永松課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 御質問にお答えします。

保健環境課としてはですね、把握をしたのは昨年連休後ですね。連休後に1回お話を聞いております。その前につきましてはですね、企画また産業振興課のほうで、お話を伺っているというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 住民の方はですね、まず最初、トライアルのほうに御連絡されたようですが、それでちょっと進捗がないということで、行政のほうにお話しされたみたいですが、自分たちも、我慢できる場所はですね、我慢はされてあったみたいですが、今、行政的な、課長が取組をしていただきましたけれども、今、課長から土居区からの要望等があったということと御説明いただきましたけれども、町長も理解されてあると思いますので、町長としてですね、どのように課長たちに自分の意見も含めたところで指導なりをされたのかということは、もしあれば教えてください。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 質問にお答えしたいと思います。

まず、土居区の区長名で、この苦情に対する要望が出てきたことは、いわゆる文書で受け付けたところです。その要望書を見まして、担当者から状況を聞き、私も現地に行って確認をいたしました。とにかくこういった苦情につきましては、いわゆる被害を発生しているトライアル側と、それから被害を受けている住民の方、その中に入っただけの解決をする必要があります。トライアルに、要望するべきところはきちんと要望していくということが、大事だと思っておりますし、そういった態勢で臨むように指導したところです。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今まで要望書を持って、いろいろな対応をしていただいたということで、ありがたいと思いますが、住民の方たちはですね、今後どうなるだろうかということで、大変心配されておりますので、町長して今後どのような取組をされるか、計画されているかというのを、あればお話してください。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 今後の話の方向性ということになるかと思いますが、やっぱり基本的にはですね、何か防音壁のようなものを設置する必要があるんじゃないかなと思っており

ます。そのことについては、トライアルのほうにもですね、提案をしたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今、防音壁というふうなことで、町長から回答いただきました。

先ほど、課長から要望書の骨子を話していただきましたけども、一番最後にですね、このままの状態が続いてくなら防音壁の設置をお願いしたいというふうなことも書いていただいていますし、今、町長が防音壁、お願いしたいということでございますので、トライアルも営利的に難しいかもしれませんが、そこら辺はですね、住民の方たちの意見を聞いて、我々は桂川店、年中無休でありですね、品物の搬入は適宜されると思いますが、少なくとも夜中の作業が、住民の、近隣の皆さんの安眠を阻害しておりますので、健康被害につながります。住民の思いを考えてですね、ぜひ今言われるように、最終的には防音壁になるかもしれませんが、それまでいろいろな相手方があることで、対応が紆余曲折するかもしれませんが、ぜひ住民の方の意見を聞いてですね、対応していただければと思います。

次、7点目になります。森林環境譲与税の対象者及び事業等の優先順位についてでございます。

産業振興課長に質問いたしますが、森林環境譲与税の対象者について教えてください。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） 御質問にお答えいたします。

森林環境譲与税の使い道につきましては、市町村においては、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発など、森林整備及びその促進に関する費用などに充てることとされているところでございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） それは分かりますけど、対象者ということで聞いていますけど。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） 具体的には、福岡県の森林環境譲与税ガイドラインにも例が示されておりますので、御紹介いたします。

5つあります。1つ、森林整備として、森林経営管理制度に基づく間伐、公有林の森林整備など、2つ目、地域課題に対応した取組として、放置竹林対策、荒廃農地の森林造成など、3つ目……、（発言する者あり）ということで、対象者につきましては、幅広く森林整備に使うということでございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 次につながるんですけど、前回の6月議会でですね、課長の回答では、まず最初に町有林からされるということでしたけども、今後の森林事業対策の根幹になりますので、再度確認しますが、森林環境譲与税の目的としてですね、実施していくのは民有林と

町有利、その事業の優先順位はどちらになるのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） 6月議会の一般質問でも回答させていただきましたが、現時点ではということで、町有林を中心に今計画を進めているところでございます。

その一方、森林所有者から、経営・管理に関する相談も受けておりますので、町有林、民有林にかかわらず、状況に応じて柔軟に対応していくということでございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今、柔軟って言われましたけど、町有林が先じゃなくて、民有林が先じゃないんですか。なぜかという、町の管理する森林は、交付税措置になっていると思うんですよ。私が質問して、ここの再度質問してほしいという方は、町の回答がおかしいんじゃないかというような指摘を受けましたので、今、回答を求めているんですけども、まず、町民の方の民有林が先で、もしそこで需要が少なければ、公有林、町有林するとか、そういうことの回答じゃないんでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） 民有林につきましては、森林所有者への意向調査、これ、実際に実施しております。その結果を踏まえて、今後、どういったところの民地につきましても、経営が成り立つところかどうか、やっぱり調査をしないと、町も把握できませんので、そういったところも同時進行で進めていくということでございます。いきなり民有林の整備という話には、なかなかならないというのが実情でございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今の回答も、分かったような分からないような回答ですけど、もうここで4回になりますから、もうやめますけど、やはり原則はですね、民で私はするべきと思います。何かこう回答が、この方は、国の回答なり持って、私、おかしいんじゃないかというふうに言われていますので、今回もうこれで終わりますけど、前回は話しましたが、森林をお持ちの方はですね、もう高齢なり、その森林を持ってある方の子供さんたちが、自分たちはどこの山があるのかも分からないと、図面見ても分からないと、そこら辺もですね、やはり担当者のほうが分かっていたら、森林譲与税の目的に沿ってですね、ぜひしていただきたいと思いますが、町長、森林持ってあると思いますので、今の回答で、森林持ってある方が理解されるんでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 少し時間が欲しいと思いますけど、確認をしたいと思います。

多分ですね、いわゆる民有林と、いわゆる民間ですね、民間の方が持ってあるところと、公有

といいますか、要するに町なり県が持っているところ、ここの差は、この差はないんじゃないかなと思うんですよね。だから、計画を立ていく、その計画の中身が大事になってくるんじゃないかなという気がしますが、ただ、私もまだ確認はしておりませんので、どちらが先かということじゃないような気がしているんですけれども、ちょっと研究させてください。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、研究していただけるということでございますけど、やはり何度も言いますが、山を持ってある方たちのことを考えてですね、計画上すぐできないこともあるかもしれませんが、まずは民間の方たちのことを考えてすべきと私は思っています。もし間違いであれば、何回も言いますが、12月議会のときにもう一回、今の回答で、私に質問された方が理解されたかどうか、もう一度確認してですね、質問にさせていただきたいと思えます。

では、これで私の質問を終わります。

○議長（原中 政廣君） 4番、杉村明彦君。

○議員（4番 杉村 明彦君） 4番、公明党、杉村です。通告書に従い、一般質問を行います。

初めに、国民健康保険税についてです。

約4年前ぐらいから、国保の資産割の矛盾について質問いたしました。資産があるからといって、お金があるわけではない。ほとんどの方が、固定資産税を払っているだけです。仮に、資産を活用して所得を得たとしても、所得割のほうに反映されるということで、資産割の廃止を訴えてきました。最近の状況で、やっと4方式から3方式への道筋が見えたようですが、具体的なスケジュールを教えてください。

○議長（原中 政廣君） 永松課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 御質問にお答えいたします。

国保税の税率とですね、税額等につきましては、桂川町国民健康保険税条例に規定をされておりますので、見直しには条例の改正が必要でございます。町長の行政報告にもありましたとおり、令和5年度から改定税率等による賦課を実施するための一部改正条例案を、次の12月議会で提案する予定でございます。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 杉村君。

○議員（4番 杉村 明彦君） そこで、資産割が廃止になったとしてもですね、その分の金額ちうか、お金が、所得割とか平等割に上乘せになったりしたら、全く意味がありません。

ここ数年、国保の決算も黒字が続いて、基金も結構たまっていきます。そろそろ税率の引下げも

検討してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） お答えしたいと思います。

議員御指摘のようにですね、いわゆる資産割分が減った分を、所得割と平等割に上乘せするということではございません。今回の場合、運営委員会に諮って、答申を頂いたところですけども、その内容は、資産割分については廃止、そして、所得割、平等割、均等割についてもですね、それぞれ一定の割合額を減額する方法を取っています。御指摘のように、基金等がありますので、それを実施しても、当面する運営にはですね、支障は生じないということを考えておりますので、全体として減額・減率されるということで御理解願いたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 杉村君。

○議員（4番 杉村 明彦君） ありがとうございます。私が思っていたとおりで、よかったです。

それでは、次の質問に行きます。災害時の避難所についてです。

一昨日、大型台風が来ましたが、大きな災害もなく、本当によかったと思っています。今回、避難指示もされ、町内の3か所、避難所が開設されました。

この避難所ですが、ペットは同伴できるのでしょうか。ペットが家にいるから避難できないとかいう方がいらっしゃるかもしれませんので、お聞きします。

○議長（原中 政廣君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 御質問にお答えいたします。

桂川町の避難所では、原則ペットとの避難は受け入れております。桂川町では、環境省が推奨しております同行避難方式を取り入れております。同行避難とは、災害発生時に、飼い主とペットと一緒に避難所まで安全に避難することで、避難所でペットと飼い主が同室で過ごすものではないです。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 杉村君。

○議員（4番 杉村 明彦君） 実際、過去も含めて、連れて来られた方はいらっしゃるのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 過去の避難所でのペットの受入れについては、令和2年の台風10号接近の際、住民センター、総合福祉センター、総合体育館の3か所を避難所として開設し、住民センターで犬2匹、猫2匹、その他の動物を1匹、総合体育館で犬1匹、猫1匹、その他の動物を1匹、合計で8匹を受け入れております。

先日の台風14号でも、受け入れたという報告は聞いておりますが、まだ詳細は調査中です。

ども、受け入れております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 杉村君。

○議員（4番 杉村 明彦君） 今お聞きした答弁は、多分一時避難を想定してのことだと思えます。例えばですね、帰宅することが困難になるような大災害が起きたときは、長期の避難になる、当然避難になりますが、そのようなときに、必ず問題になっているのがペットとの避難です。先ほど、ペットが家にいるから避難ができない方がいると言いましたが、逆にペットがいるなら避難したくないと思う方もいらっしゃるかもしれません。

避難所の中をペットがうろうろするような状況は、決してよくないし、動物嫌いの方やアレルギーの方も多分いらっしゃると思います。

今回のように、同時に数か所も避難所を開設しなければならない場合、例えば、ペットを同伴してはいけない避難所をあらかじめ決めておいたりとか、ケージに入れることのできないような大型犬をどうするか等のルールを、早めにつくっておいたほうがいいのではないのでしょうか。災害が起きてからでは、多分混乱して、考える余裕もないと思います。

桂川町では、幸い大災害は起きていませんが、絶対にないとは言えません。早急につくる必要もないとは思いますが、速やかに考えていったほうがいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 御質問にお答えいたします。

現在、同行避難で考えておりますが、避難所ではペットはケージでの生活となりますので、飼い主には、普段からペットをケージ生活に慣れておくような、飼い主側の備えの周知や、犬猫以外、例えば爬虫類等のペットや大型のペットの受入れはどうかなど、解決すべき課題が残っている状況でございます。

議員御指摘のとおり、ペットとの避難の取組は考えていく必要はあると考えております。課題解決も含め、桂川町の実情に即した取組について、関係各課や関係機関と連携を取りながら、研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 杉村君。

○議員（4番 杉村 明彦君） ありがとうございます。大きな災害が起こらないことを祈って、一般質問を終わります。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 以上で、本日の一般質問を終わります。

○議長（原中 政廣君） 本日は、これで散会とします。大変お疲れさまでした。

午後 1 時49分散会
